

令和2年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部

令和2年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度予算額)

2兆8,975億円

(令和2年度予算案)

3兆1,918億円【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

3兆1,918億円(2兆8,975億円)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆6,383億円(1兆3,467億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

子どものための教育・保育給付等

1兆4,744億円(1兆1,993億円)

子どものための教育・保育給付交付金

1兆3,379億円(1兆1,069億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金

69億円(68億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,296億円(855億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

《参考》

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、令和2年度は、0.36%(現行+0.02%)とする。

【主な充実事項等】

新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する（令和元年10月から実施）。

事務費（令和2年度予算案：360億円）

幼児教育・保育の無償化の実施2年目（令和2年度）に各市町村等において必要な事務費について、全額国費による負担として措置する。さらに、認可外保育施設の無償化に係る事務費について、経過措置期間（～令和5年度）に係る費用相当額を全額国費で負担すべく所要の措置を講ずる。（全額、各都道府県に設置されている安心子ども基金に積み増し）

・保育士の処遇改善

「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う（平成31年4月から実施）。

公定価格の見直し

< 公定価格全般に関する事項 >

・公定価格の設定方法

公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。

・旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。

・土曜日に閉所した場合の減算の見直し

土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。

・地域区分の見直し

国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。

・減価償却費加算の地域区分の見直し

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。

等

< 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項 >

・保育士等の処遇改善

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映。

・夜間保育加算の拡充

夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。

等

< 教育・保育の質の向上に関する事項 >

- ・ 栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施
栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。（調理員を兼務する場合も拡充の対象）
- ・ チーム保育推進加算（保育所）の要件緩和
1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
- ・ 給食実施加算（1号認定子ども）の拡充及び見直し
1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
- ・ 主幹教諭等専任加算（幼稚園）の要件弾力化
主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
- ・ 施設関係者評価加算（1号認定子ども）の拡充と要件見直し
公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

地域子ども・子育て支援事業

1,639億円（1,474億円）

子ども・子育て支援交付金

1,453億円（1,304億円）

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

子ども・子育て支援整備交付金

186億円（170億円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

放課後児童クラブの受け皿整備

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

延長保育事業の充実

夜間保育所が夜間の延長保育（22時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充する。

一時預かり事業の充実（幼稚園型以外） 0.3兆円超メニューを含む。

利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算を創設する。

幼稚園における障害児の受入れ支援

幼稚園の預かり保育における障害児の受入れを支援するため、一時預かり事業（幼稚園型）において障害児を受け入れる場合の単価を創設。

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 2,273億円(2,020億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

企業主導型保育事業 2,269億円(2,016億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

児童手当 1兆3,262億円(1兆3,488億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

令和2年度の消費税増収分の使途について

令和2年度消費税増収分の内訳 (公費ベース)

《増収額計：14.1兆円》

基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.4兆円

社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
 - ・ 高等教育の無償化
 - ・ 子ども子育て支援新制度の実施
 - ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
 - ・ 医療・介護保険制度の改革
 - ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
 - ・ 年金生活者支援給付金の支給
- 等

3.89兆円

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.60兆円

後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

(注1) 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

(注2) 使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案			(参考) 令和元年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	(注5) 1,194	796	398	1,034
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注6) 602	425	177	476
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534	
	医療情報化支援基金	768	768	0	300	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・ 保険者努力支援制度等	(注7) 2,272	2,272	0	1,772
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900
介護保険保険者努力支援交付金		(注8) 200	200	0	-	
年金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089	
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61	
合 計	年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0	1,859	
		27,111	18,282	8,829	21,930	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2,31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2,71兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。

(注6) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。

(注7) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。

(注8) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

令和2年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和2年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1) 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養育の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1 4:1等) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案	令和2年度 予算案		(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364	536
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。^(注3) 	8,858	3,410	5,448	^(注4) 3,882
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。^(注5) 	5,274	4,882	392	-
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。^(注6) 	1,003	506	496	421
合 計		15,857	9,156	6,701	4,839

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5)「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。

(注6)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注7)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育の無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について

(令和2年度予算案)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。

今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。

所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

< 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額 >

(単位:億円)

項目		財源負担割合			令和元年度当初予算			令和元年度補正予算				
		国	県	市町村	国	県	市町村		国	県	市町村	
< 新制度 > 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計 ¹					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151 ²	842 +76	1,850 +266

1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(101億円)と合わせて158億円を計上。

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(12月28日関係閣僚合意)のポイント

趣旨 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化

保護者が直接負担している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)

0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実にに向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

初年度(2019年度)に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む

実施時期：2019年10月1日

参考資料

補助基準額等については、現時点における案であることから、今後、変更が生じる可能性がある。

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和2年度予算案 3兆1,918億円（2兆8,975億円）

予算案のうち事業主拠出金7,071億円

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等 1兆3,448億円（1兆1,138億円）

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園

公立幼稚園・保育所は市町村10/10

・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 1,296億円（855億円）

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

地域子ども・子育て支援事業 1,639億円（1,474億円）

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3】

【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3】

仕事・子育て両立支援事業 2,273億円（2,020億円）

・企業主導型保育事業 【国10/10】

・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援

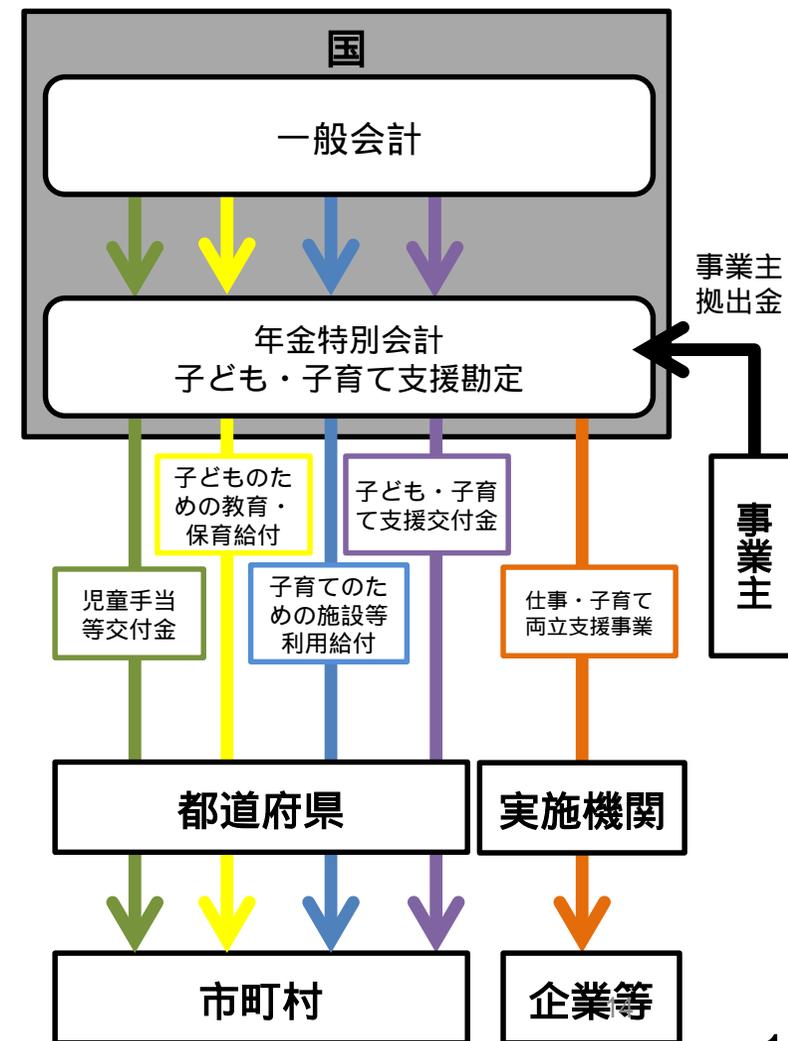
・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】

児童手当等交付金 1兆3,262億円（1兆3,488億円）

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

<国から市町村への資金交付のイメージ>



子どものための教育・保育給付交付金

令和元年度予算額 1兆1,069億円 令和2年度予算案 1兆3,379億円

事業内容等

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが、

- ・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「施設型給付」と、
- ・ 児童福祉法に市町村の認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「地域型保育給付」

等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村：1/4
事業主拠出金充当額控除後の負担割合

施設型給付費等

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付

私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【実施主体：市町村（特別区含む）】

地域型保育給付費等

市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【実施主体：市町村（特別区含む）】

令和2年度予算案の主な内容

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月より実施）

- ・ 3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

保育士等の処遇改善（平成31年4月より実施）

「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

公定価格の見直し（主な事項）

- ・ 土曜保育

現在、ひと月全ての土曜で閉所していた場合のみ減算される仕組みだが、今回の見直しで、閉所日数に応じた減算の仕組みを新たに導入

- ・ チーム保育推進加算

加算の要件を「施設の職員の平均経験年数が15年以上」から「施設の職員の平均経験年数が12年以上」に緩和

- ・ 栄養管理加算

現在、栄養士を嘱託する費用を措置しているが、今回の見直しで、栄養士を雇用等している場合に、非常勤の栄養士（週3日分）の費用を措置

令和2年度の公定価格の対応について(案)

公定価格全般に関する事項

項目	内容
公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。
土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 所長・管理者が配置されていない場合は減算。
チーム保育加配加算(認定こども園)の算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見直し。
幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映。
処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減	・処遇改善等加算における加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円 年額約930万円（+約110万円） 処遇改善等加算 を含む。
休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

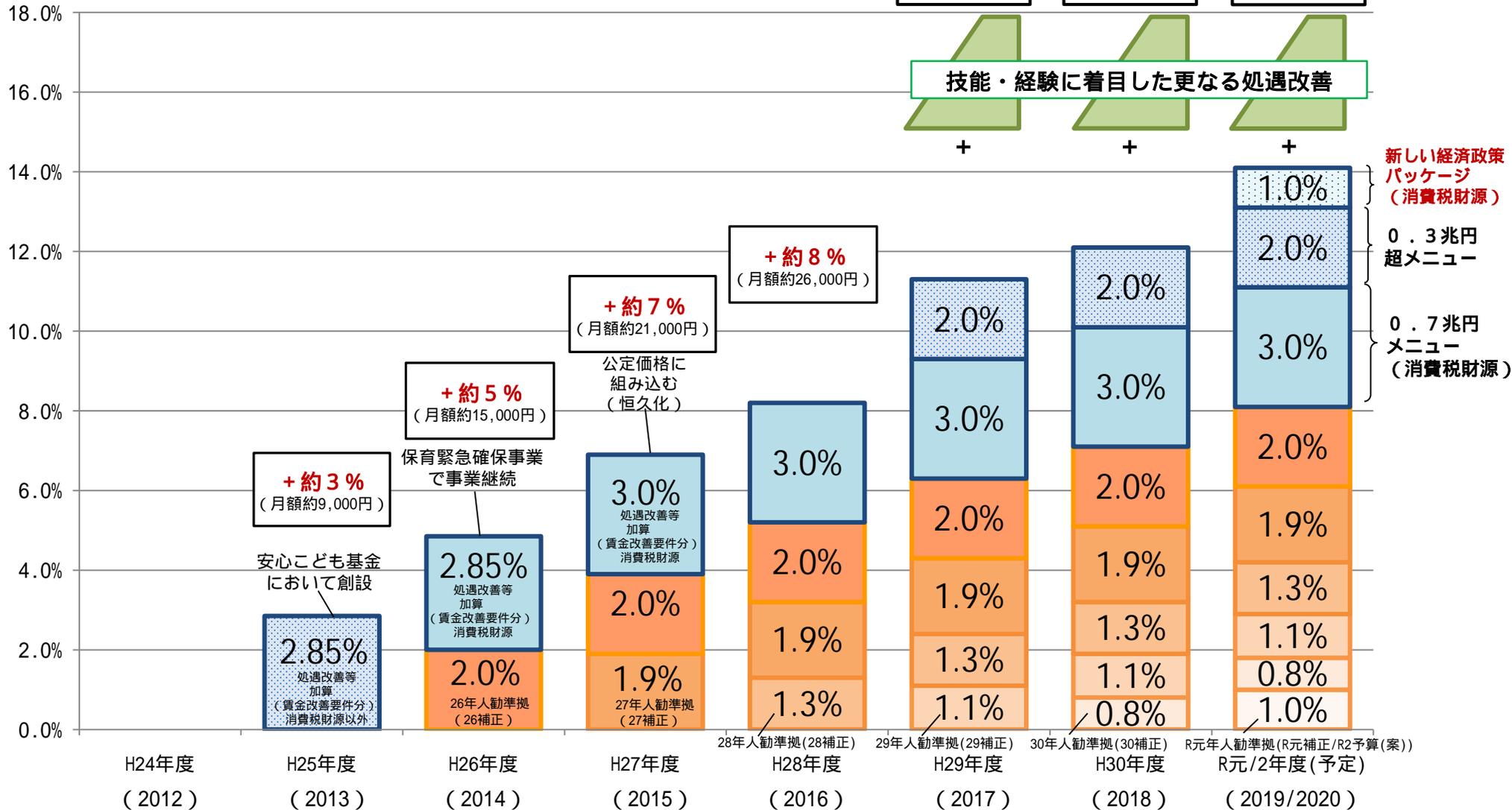
教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 年額12万円（囑託の場合） 年額約80万円【1号認定】、90万円【2・3号認定】 調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2・3号認定】
チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。

保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育充実事業（子どものための教育・保育給付費補助金）

令和元年度予算額 68億円

令和2年度予算案 69億円

（事業内容）

子ども・子育て支援法附則第14条に基づき、市町村が、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、以下の事業を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めたうえで、当該計画に従って実施する場合の費用を補助する。

認可化移行運営費支援事業

〔事業概要〕 認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

〔補助率〕 国1/2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

〔実施主体〕 市区町村

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

〔事業概要〕 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

〔補助率〕 国1/2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

〔実施主体〕 市区町村

子育てのための施設等利用給付交付金

令和元年度予算額 855円 令和2年度予算案 1,296億円

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

拡充内容

幼児教育・保育の無償化の満年度化（6 12ヶ月分）等に伴う所要額を計上。

事業内容

1. 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、 の対象施設等を の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給。

対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（ ）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置あり（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる）。

支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

2. 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担。

子ども・子育て支援交付金について

令和元年度予算額 1,304億円

令和2年度予算案 1,453億円

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

< 2年度における主な充実の内容 >

放課後児童クラブの受け皿整備

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

一時預かり事業の充実(幼稚園型以外)

保育所以外で実施する施設の普及を促進するため、特に利用児童数が少なく運営が厳しい施設の補助基準額の拡充や0.3兆円超メニューによる事務経費に対する支援を実施。また、事業全体の充実として、補助基準額の人数区分の拡大及び障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

幼稚園における障害児の受入れ支援

幼稚園の預かり保育における障害児の受入れを支援するため、一時預かり事業(幼稚園型)において障害児を受け入れる場合の単価を創設。

【実施主体】:市町村(特別区含む) 【補助率】:1/3 (国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3)

対象事業等

利用者支援事業

延長保育事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

放課後児童健全育成事業

子育て短期支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業

病児保育事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・

センター事業)

利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 子育て支援に関する情報の収集・提供
 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
 地域に展開する子育て支援資源の育成
 地域に必要な社会資源の開発等
地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

実施主体 市町村（特別区を含む）

負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 職員は専任が望ましい

補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】

基本型	特定型	母子保健型
7,505千円	3,006千円	9,274千円

母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

特別支援対応加算…特別な配慮が必要な子育て家庭等に対して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う。

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

延長保育事業【拡充】

(子ども・子育て支援金 令和元年度予算：1,304億円の内数

令和2年度予算案：1,453億円の内数)

1. 事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

(1) 一般型

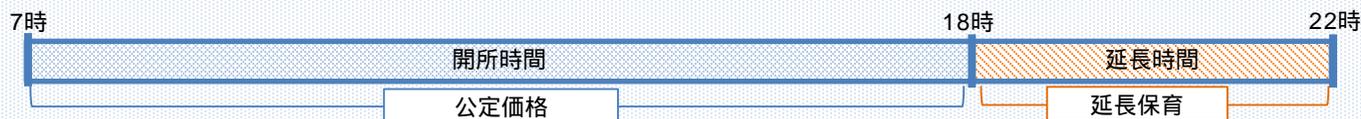
標準時間認定：1 1時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



2. 令和2年度における対応(拡充)

夜間保育所は、夜勤手当や深夜タクシー代など夜間保育所における固有に発生又は負担が増える業務があるため、夜間保育所が夜間の延長保育(22時以降)を実施する場合に限り適用する、夜間保育所向けの補助基準額を創設する。

3. 実施主体等

実施主体：市町村(特別区含む。)

補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

<令和2年度補助基準額(案)>

括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：18,700円

2時間延長：37,400円

3時間延長：56,100円

保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：300,000円

1時間延長：1,544,000円(1,772,000円)

2~3時間延長：2,460,000円(2,688,000円)

4~5時間延長：5,176,000円(5,290,000円)

6時間以上延長：6,077,000円

4. 事業実績

<実施か所数>

平成28年度：25,087か所(公立7,383か所、私立17,704か所)

平成29年度：26,936か所(公立7,361か所、私立19,575か所)

<年間実利用児童数>

平成28年度：1,013,200人(公立264,362人、私立748,838人)

平成29年度：1,062,214人(公立276,477人、私立785,737人)

厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

公立施設については、平成17年度に一般財源化

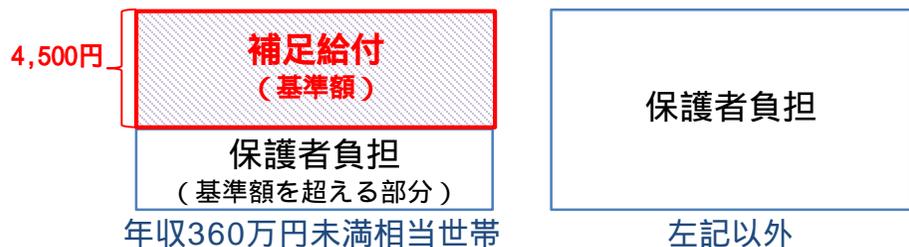
実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

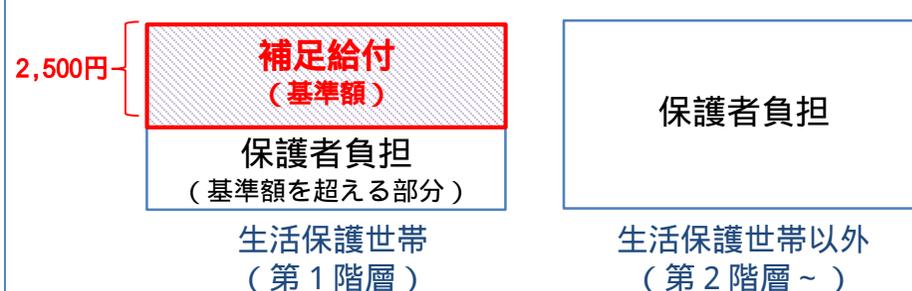
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている **食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

給食費（副食材料費）



新制度未移行幼稚園に限る。

教材費・行事費等（給食費以外）



2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和2年度補助基準額（案）（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費）	4,500円
教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円

<実績（平成29年度）>

給食費（副食材料費）
1号認定：384か所、788人
教材費・行事費等
1号認定：555か所、797人
2号認定：3,380か所、7,712人
3号認定：2,384か所、3,050人

か所数については重複あり

<交付決定ベース（平成30年度）>

給食費（副食材料費）
1号認定：694か所、1,154人
教材費・行事費等
1号認定：809か所、1,025人
2号認定：4,607か所、8,849人
3号認定：3,669か所、4,466人

か所数については重複あり

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

① 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

② 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和2年度補助基準額（案）（1人当たり月額）>

新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：400,000円

認定こども園特別支援教育・保育経費 障害児1人当たり月額：65,300円

3. 事業実績

（単位：か所）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
巡回支援	247	780	931	956	968
特別支援	-	111	94	140	257

30年度は交付決定ベース

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項 :平成10年4月施行)

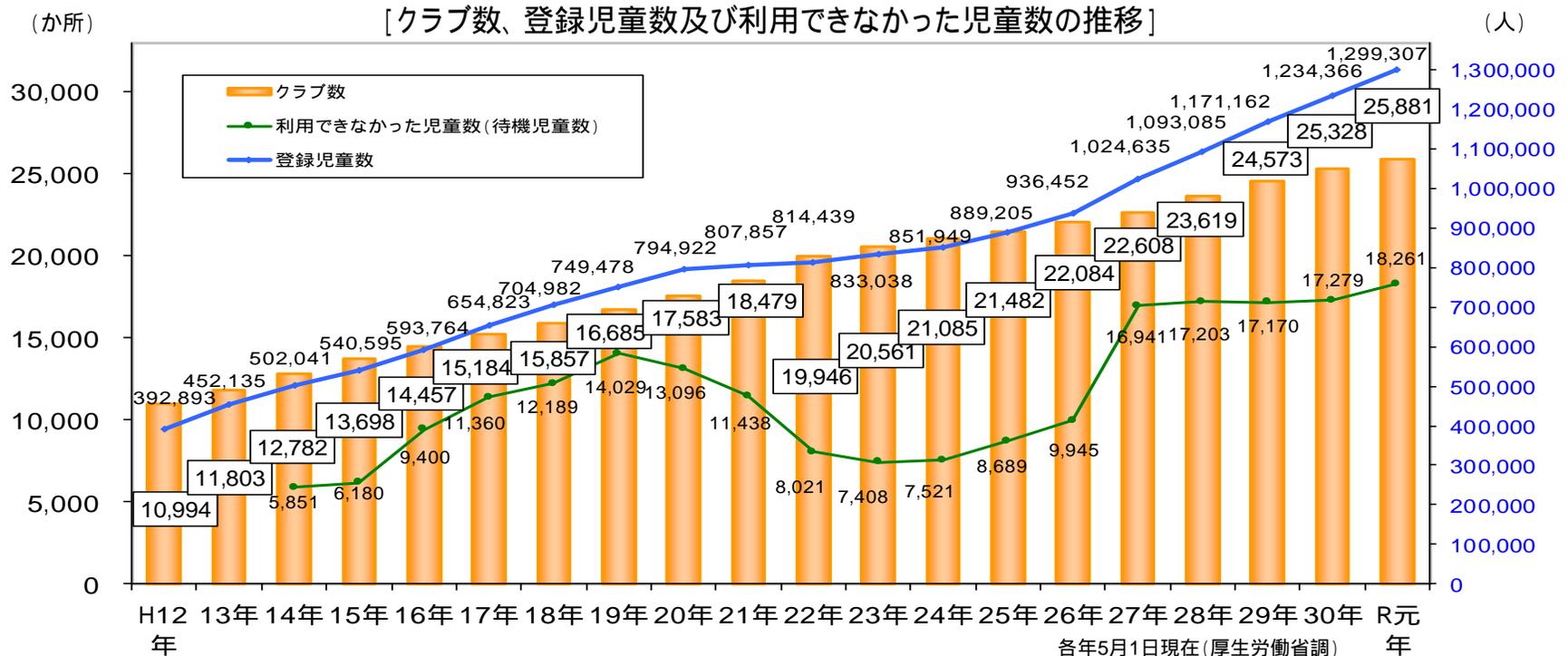
平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(令和元年5月現在)

クラブ数 25,881か所
 (参考:全国の小学校19,277校)
 支援の単位数 33,090単位
 登録児童数 1,299,307人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 18,261人

【今後の展開】

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



放課後児童クラブ関係予算のポイント

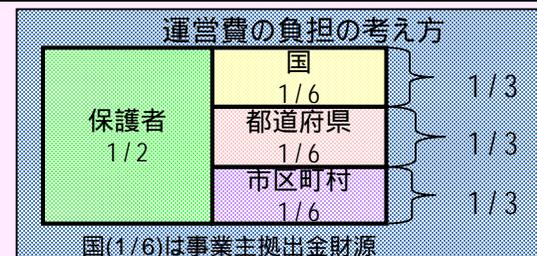
令和元年度予算 888億円
(うち、子ども・子育て支援交付金

令和2年度予算案 978億円
令和2年度予算案 812億円)

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

地方分権一括法による「従うべき基準」の参酌化に伴い、常時職員1名配置とするクラブ等について、職員配置等に応じた補助基準額を設定する。

実施主体：市区町村(特別区を含む)



令和2年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
→(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1)放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2)放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市区町村の支援策等に対する補助。

(3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4)小規模放課後児童クラブ支援事業

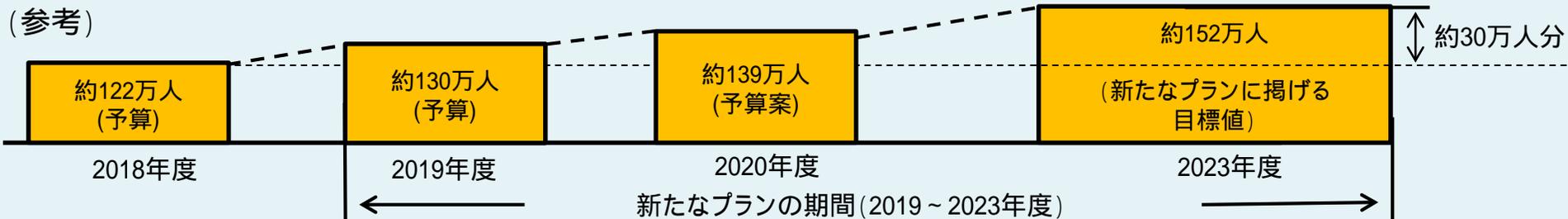
19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5)放課後児童支援員の処遇改善

- ▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(6)要支援児童等対応推進事業(令和2年度新規)

要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助。



子育て短期支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

目的・概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリーホーム等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	711か所	745か所	773か所	797か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	370か所	381か所	378か所	398か所

実施体制・実施方法

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。

近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。

ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いを実施する。

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（令和2年度補助基準額（案））】

1 運営費

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）

イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）

ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円（600円）

エ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円（400円）

（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円（400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

ウ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

乳児家庭全戸訪問事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業の目的

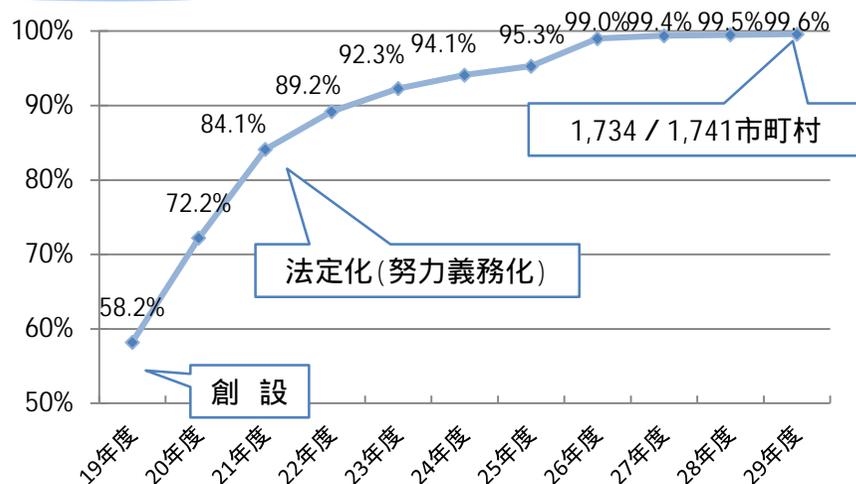
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. 補助単価等(令和2年度予算案)

- ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における育児・家事援助、専門的相談支援を実施している市町村
8,000円(1訪問あたり)
- (1)以外の市町村
6,000円(1訪問あたり)

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
実施主体:市町村(特別区を含む)
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

養育支援訪問事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

(1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

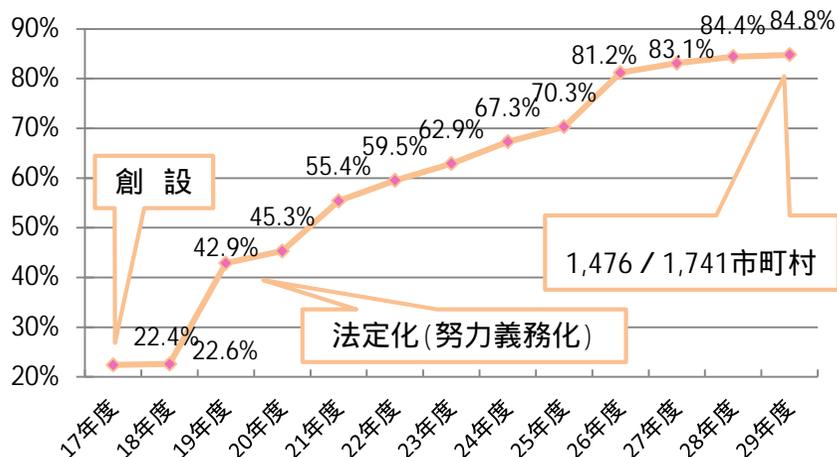
(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

訪問支援者(事前に研修を実施)

- ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. 補助単価等(令和2年度予算案)

(1) 育児家事援助の実施	6,000円(1訪問あたり)
(2) 専門的相談支援の実施	8,000円(1訪問あたり)
(3) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	10,000円(1訪問あたり)
(4) 育児家事援助を民間団体へ委嘱する際に運営に必要な事務費	564,000円(1市町村あたり)

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8号に規定される事業)

2. 事業の内容

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

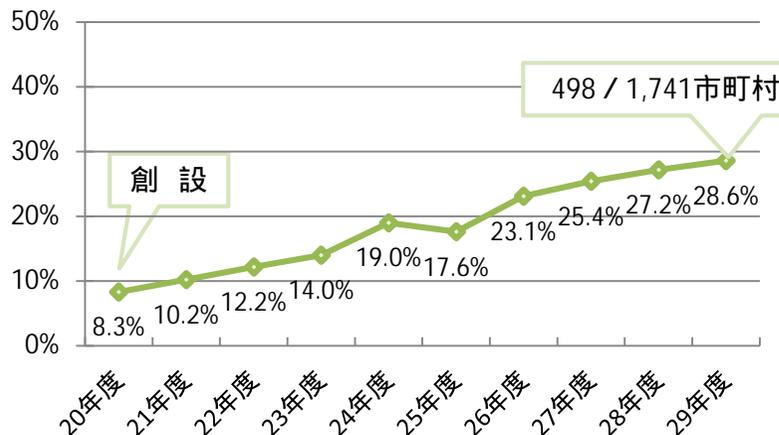
(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
 - ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
 - ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
 - ・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- ネットワーク関係機関の連携強化

(2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施率の推移



4. 補助単価等(令和2年度予算案)

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 80,000円(受講1人あたり)
- 地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円(1市町村あたり)
- (ア) ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
- (イ) ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業との相互の役割分担の調整等

(アのみ実施) 720,000円(1市町村あたり)

(ア、イのみ実施) 2,520,000円(1市町村あたり)

ネットワークの活動等の周知 640,000円(1市町村あたり)

(2) ネットワーク関係機関の連携強化 3,000,000円(1市町村あたり)

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
実施主体: 市町村(特別区を含む)
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

地域子育て支援拠点事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



実施主体 市町村(特別区を含む)

実施か所数の推移(単位:か所数)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
6,538	6,818	7,063	7,259	7,431

負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

補助単価(令和2年度予算案)

【基本事業】一般型 8,270千円(5日型、常勤職員を配置の場合)

連携型 2,951千円(5～7日型の場合)

(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,288千円(基本事業一般型(5日型)で実施した場合)

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

(令和2年度新規)

特別支援対応加算 1,039千円

特別な配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う

研修受講加算 1人あたり21千円

職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て等に関する相談、援助の実施

地域の子育て関連情報の提供

子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

○ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

○ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,607千円～47,481千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型（平成27年度創設） **令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。**

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 令和2年度等における対応（拡充）

別紙参照

3. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業の充実について

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

1. 一時預かり事業の充実

(1) 処遇改善

○ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充

配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。

補助基準額（例：保育所以外・年額）（案）	
利用児童数300人未満	2,607千円（+1,225千円）
300人～900人未満	2,880千円（+1,185千円）

○ 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。

(2) 0.3兆円超メニュー（質の向上）

○ 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。

補助基準額（案）	
非常勤職員単価	1人当たり 1,630円/日
家賃補助単価	1か所当たり 850,000円/年

(3) 特別支援加算の創設

○ 障害児及び多胎児家庭への支援の充実

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

補助基準額（案）	1人当たり3,600円/日
----------	---------------

2. 一時預かり事業への整備費の創設

○ 一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設

いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに追加。

交付算定基礎額（案）（次世代育成支援対策施設整備交付金）	
交付基礎点数	8,330点に1,000円を乗じた額（地域子育て支援拠点事業所と同数）

3. 業務のICT化（令和元年度補正予算案）

○ 業務（予約・キャンセル等）のICT化

空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助。

補助基準額（案）（保育対策総合支援事業費補助金）	
1自治体当たり	8,000千円（国1/2、市区町村1/2）
1施設当たり	1,000千円（国1/2、市区町村1/4、事業者1/4）

病児保育事業

令和元年度予算 1,304億円の内数 令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

<目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和2年度補助基準額（案）（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：5,007,000円

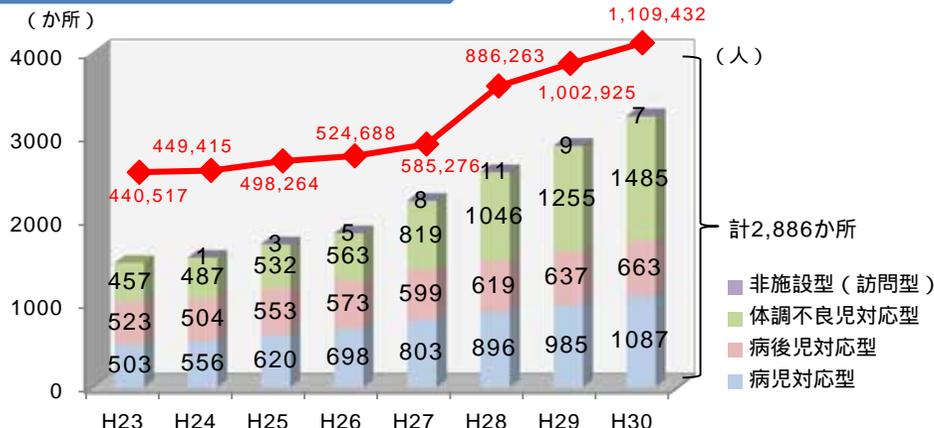
加算分単価：522,000円 ~ 41,001,000円（ ）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

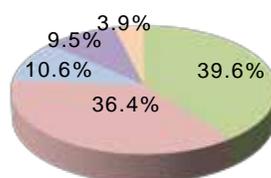
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



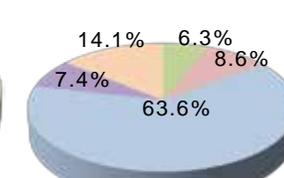
平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 平成30年度は交付決定ベース

3. 実施場所

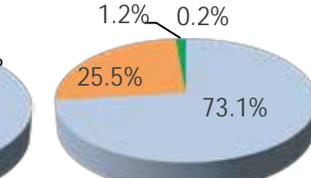
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



診療所
保育所
その他

病院
単独施設

保育所
認定こども園
小規模保育事業所
その他

病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 （保育所等におけるICT化推進事業【新規】）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度補正予算：3.6億円）

1. 課題

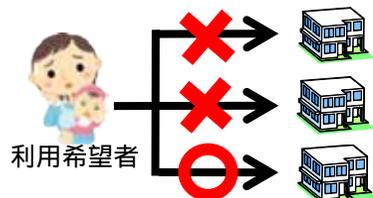
- ・ 病児保育事業や一時預かり事業を利用するに当たって、利用者自身で複数施設へ空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きいため、利用を躊躇してしまう状態になっている。
- ・ 病児保育施設等においても、利用者の増加により、電話等による照会や予約申し込み等による事務負担が大きい。また、当日の急なキャンセルの把握が難しく、職員配置が過大となり運営に支障をきたしている。

2. 対策

- ・ 利用者が、スムーズに空き状況を確認し予約等を行えるよう、市町村において、管内の病児保育施設等の**空き状況をリアルタイムに確認するためのシステムを構築**する。
- ・ **病児保育施設等においてもシステムを構築**し、市町村のシステムと連携することで、予約・キャンセル等を行えるようにする。

< 現行 >

- ◆ 複数の病児保育施設等へ空き状況の照会。
- ◆ 予約に時間を要し職場に遅刻。



- ◆ 照会や予約申し込み等の事務負担。
- ◆ キャンセル等により職員配置が過大。

< システム導入後 >



< 利用希望者 >

- ・ 空き状況の確認から利用の予約までをアプリ等のできることで**負担軽減**。

< 病児保育施設等 >

- ・ システムで予約等状況が把握できることから**事務負担軽減**。
- ・ **適正な職員配置**が可能。

3. システムイメージ



1. 市内の病児保育事業所等の位置と空き状況をリアルタイムで表示
2. 空いてる近隣の病児保育事業所等の予約
3. キャンセル対策に自動リマインドメール
4. キャンセル時の自動繰り上げシステム

等

すでに病児保育事業の予約状況の確認等を行えるシステム等を導入している自治体等の意見

< A市 >

- ・ 予約状況を職員が職員自身のスマホで確認できる
- ・ 当日キャンセルや定員超過を適切に把握できることで、職員自身が出勤調整を行うことができ、適正配置が可能
- ・ 最近の保護者はほとんどスマホから予約で利用

< B市 >

- ・ 利用者は空き状況の照会及び24時間予約が可能
- ・ キャンセル対応が簡素化し、職員の負担が軽減

< C市 >

- ・ 自動でキャンセル待ちの利用者へメールが届く仕組みにより、キャンセルに伴う稼働率を確保できる

【実施主体】市町村

【補助基準額(案)】 1自治体当たり8,000千円 1施設当たり1,000千円

【補助割合】①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和元年度予算 1,304億円の内数

令和2年度予算案 1,453億円の内数

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

実施主体 市区町村

実施市区町村
平成30年度 895市区町村
平成29年度 863市区町村

負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市区町村（1/3）

補助単価

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

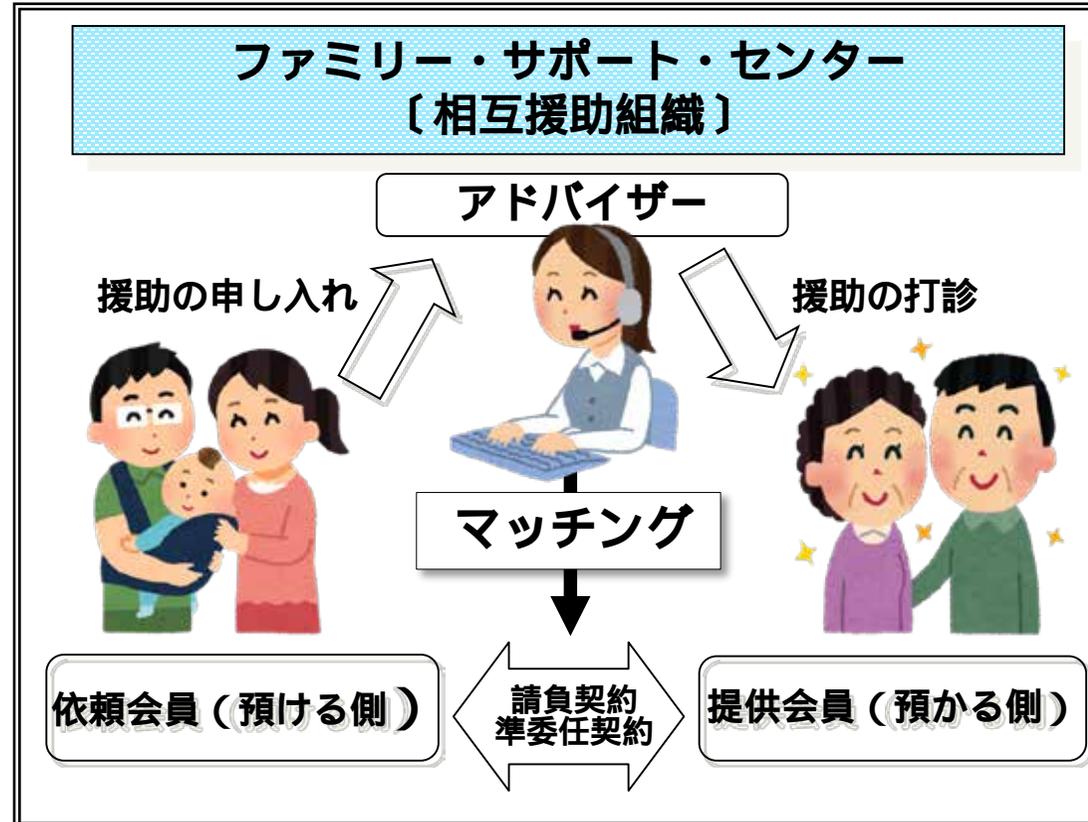
【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円 等

【令和2年度新規】・子どもの預かり前の事前打合せについて、外出困難な家庭等に訪問して実施した場合に加算を行う。

・支部設置加算について、政令指定都市以外の市区町村（会員数2,000人以上）に対象を拡大する。



子ども・子育て支援整備交付金について

令和元年度予算額 170億円 令和2年度予算案 186億円

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

(1)放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人 等

【令和元年度基準額(創設)】 (1)放課後児童クラブ整備費 27,465千円(単独設置)、54,930千円(放課後子供教室と一体整備)
(2)病児保育施設整備費 37,290千円

【補助率】

(1)放課後児童クラブ整備費

国:1/3 都道府県、市町村:各1/3 国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

国:2/3 都道府県、市町村:各1/6 国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4

(2)病児保育施設整備費

国:1/3 都道府県、市町村:各1/3 国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10

【充実内容】

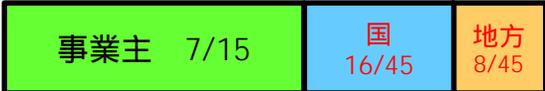
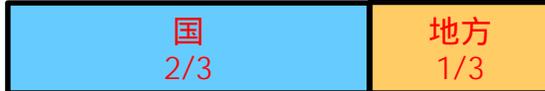
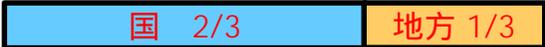
放課後児童クラブ整備費について、補助率の嵩上げを引き続き実施する。

子供の安全や熱中症対策などに対応できるように大規模修繕のメニューに「冷暖房設備の設置等」を設ける。

交付対象に「市町村が認めた者」を加える。

【平成30年度実績】 118億円(交付決定額)

児童手当制度の概要

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) ・960万円未満	
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
		実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施	
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)	
費用負担	財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金()で構成 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000(令和2年度))を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当。			
		被用者	非被用者	公務員
	0歳～3歳未満	特例給付(所得制限以上)  児童手当 	特例給付(所得制限以上)  児童手当 	所属庁 10/10
3歳～ 中学校修了前	特例給付(所得制限以上)  児童手当 	特例給付(所得制限以上)  児童手当 	所属庁 10/10	
財源内訳 (令和2年度 予算案)	[給付総額] 2兆 929億円 (2兆1,253億円) ()内は令和元年度予算額 (内訳) 国負担分 : 1兆1,496億円(1兆1,722億円) うち特例給付 605億円 地方負担分 : 5,748億円(5,861億円) うち特例給付 303億円 事業主負担分 : 1,765億円(1,766億円) 公務員分 : 1,919億円(1,904億円) うち特例給付 49億円			

令和元年度予算に計上されていた幼児教育・保育無償化実施円滑化事業について、令和2年度は、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）に計上

1. 事業内容

保育士等の処遇改善取得促進等事業

子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善について、都道府県が取り組む研修体制の整備、事業者に対する助言・指導、指導監査等に要する経費を補助することにより、処遇改善等加算の取得促進等を図る。

幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業

認定こども園、幼稚園、保育所等に勤務する者の免許状及び資格の併有を促進するために、免許状又は資格の一方のみ保有する者が、事業実施年度末までに計画的かつ円滑にもう一方の免許状又は資格を取得できるよう、都道府県が主体となって、施設等の関係団体、幼稚園教諭及び保育士の養成機関と連携して、組織的に講座等の受講機会を確保する。

子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業

特定教育・保育施設の情報公表に係る情報及び認可外保育施設等の情報を収集・公表できるシステムを保護者の選択に資するものとなるよう構築し、令和2年度から運用開始する。

児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業

児童手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携等のため、市町村に対して、関連するシステムの改修等を行うための費用の一部を補助する。

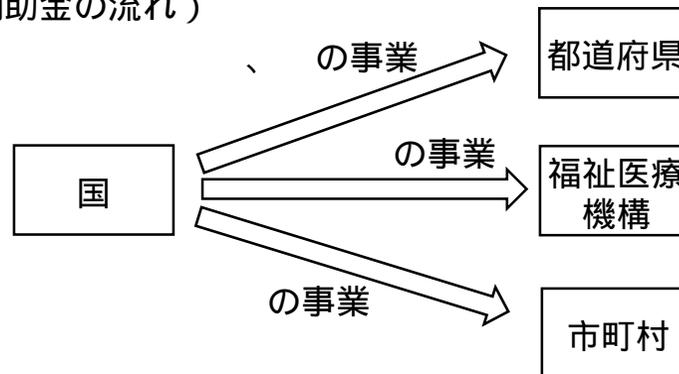
2. 実施主体

- の事業：都道府県
- の事業：独立行政法人福祉医療機構
- の事業：市町村

3. 補助率

- の事業：1 / 2
- の事業：定 額
- の事業：2 / 3

(補助金の流れ)



保育士等の処遇改善取得促進等事業

1. 概要

令和元年度予算額 71百万円 令和2年度予算案 71百万円

子ども・子育て支援新制度における施設型給付及び無償化に伴って新設される給付について、自治体による事業者に対する助言指導等の強化のために以下の取組に要する経費を補助する。

保育士等の処遇改善取得促進事業

子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善について、都道府県が取り組む以下の取組に要する経費を補助することにより、処遇改善等加算の取得促進を図る。

- ・ 処遇改善事業の要件として求められる研修体制の整備
- ・ 処遇改善の対象となる、経験・資格・評価に応じた賃金規定に盛り込むべき内容についての講習会の実施
- ・ 個別の事業者からの賃金規定の整備の手順や既定の内容についての相談に応じるための専門的な相談員（社労士等）の雇上げやコールセンターの設置

また、処遇改善等加算が、実際に保育士等の賃金に反映されているかについて、各自治体において、財務諸表や、賃金規定及び賃金台帳等を指導監査等の際に確認するための経費を補助することにより、確実な保育士等の処遇改善を図る。

特定教育・保育施設等に対する専門職による相談・助言強化事業 新規

公認会計士や税理士、社会保険労務士等の専門職の雇上げや、専門職から助言を受けるための委託費等を補助することにより、都道府県における特定教育・保育施設等の事業者向け相談・助言体制や監査体制を強化する。

市町村職員向け研修事業 新規

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付における確認監査の実施に当たって必要となる財務・労務・運営指導等に関する市町村職員向けの研修会に要する経費を補助することにより、市町村の確認監査等の業務の円滑な実施を支援する。

2. 実施主体・補助率・補助額

○実施主体：都道府県

○補助率：1/2

○補助基準額（1事業あたり）：3,000千円

3. 補助要件

事業実施計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

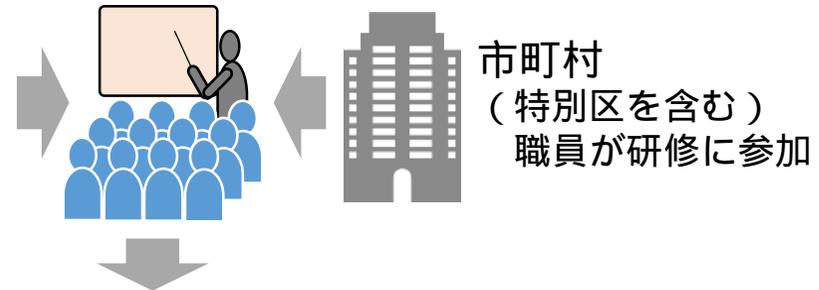
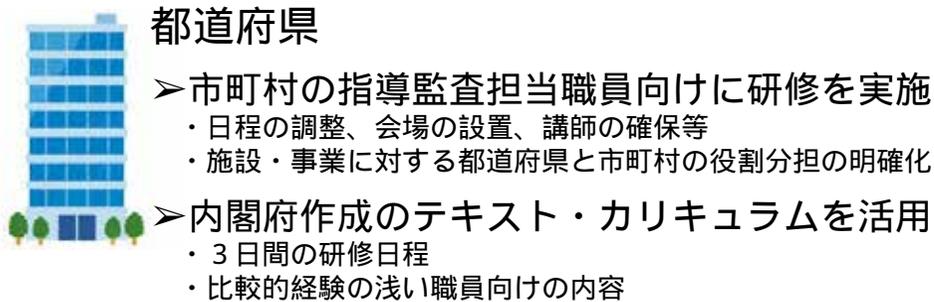
都道府県が市町村職員向けに行う「確認指導監査に係る研修会」の支援について

(保育士等の処遇改善取得促進等事業のうち、市町村職員向け研修事業)

1. 支援の概要

「保育士等の処遇改善取得促進等事業」において、都道府県が市町村職員向けに「確認指導監査に係る研修会」を実施する場合に所要額の一部を補助する。

確認監査に係る研修会...市町村における子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付における指導監査の実施に当たり、必要となる財務・労務・運営指導等に関する研修



【補助対象経費】

- ・会場借上料(マイク、プロジェクター等の備品借上料を含む)
- ・講師謝礼及び交通費
- ・テキスト等の印刷製本費、研修に必要な消耗品費
- ・研修事業実施委託料

【期待される効果】

- 市町村職員の指導監査に係る知識・技術の向上
- 市町村における子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付における指導監査の充実
- 各地域における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設等の教育・保育の質の向上支援の強化

2. 実施主体・補助率・補助額

- 実施主体 : 都道府県
- 補助率 : 1 / 2
- 補助基準額 : 3,000千円

3. 補助要件

都道府県による研修計画の作成、及び当該事業実施報告書の作成。

幼稚園免許状・保育士資格取得に係る連携事業

令和元年度予算額 24百万円 令和2年度予算案 24百万円

1. 概要

幼保連携型認定こども園では幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有した保育教諭の配置が求められているが、一方の免許状・資格のみ保有している者への免許状・資格取得に係る経過措置も設けている。

この経過措置期間中に計画的かつ円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るために、都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う。

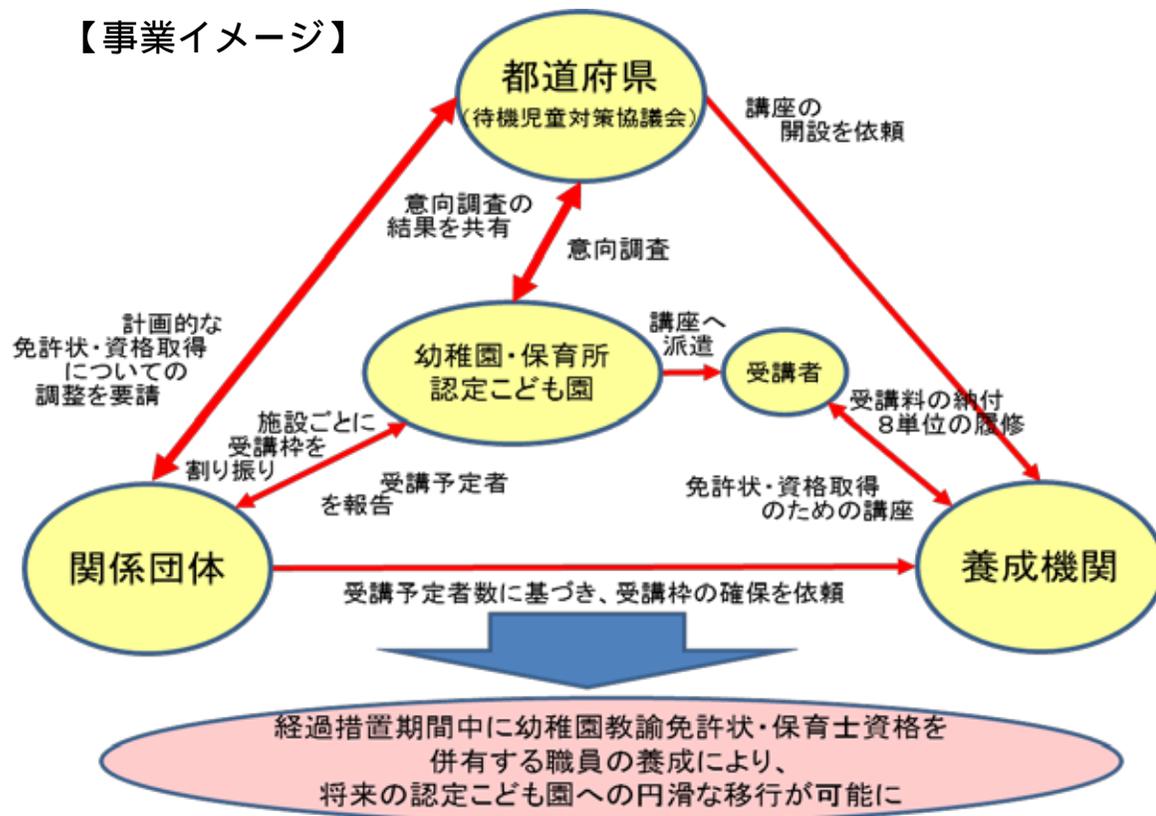
2. 実施主体・補助率・補助額

- 実施主体：都道府県
- 補助率：1/2
- 補助基準額：1,000千円

3. 補助要件

幼稚園免許状・保育士資格取得推進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

【事業イメージ】



子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業

本事業の趣旨について

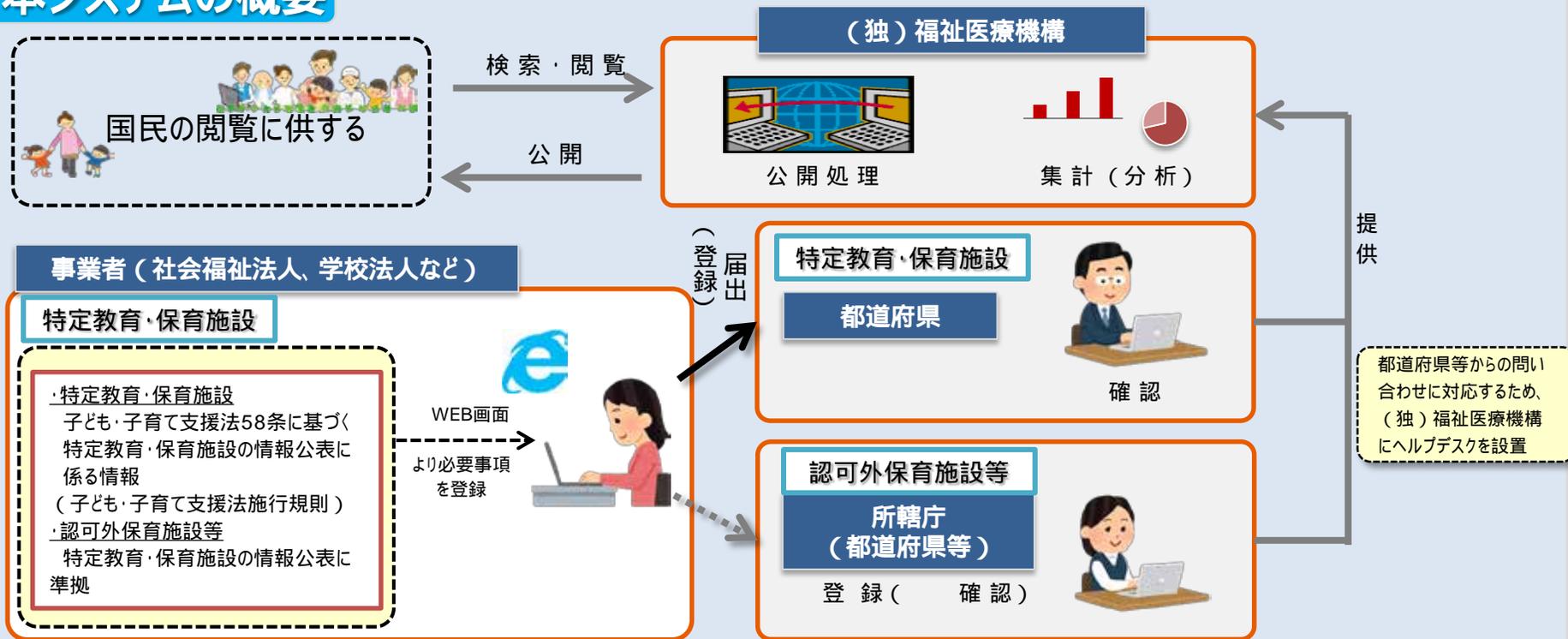
令和元年度予算額 206百万円 令和2年度予算案 66百万円

子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境で構築し、安定した運用を行うことを目的とする。

特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。

令和元年度（2019年度）中にシステム構築し、令和2年度（2020年度）から運用を実施する。

本システムの概要



都道府県等からの問い合わせに対応するため、(独)福祉医療機構にヘルプデスクを設置

【情報公表の流れ】

1. 特定教育・保育施設事業者は、自ら情報登録を行い、都道府県へ情報を登録。都道府県が登録内容を確認（承認）すると、(独)福祉医療機構において集計、公開処理が行われる。
2. 認可外施設等については、所轄庁が登録業務から確認（承認）までを担う。（将来的に事業者自らの登録も可能とした仕様とする）

1. 事業内容

児童手当の申請手続きに当たっては、マイナンバーを活用した情報連携により、添付書類の一部省略を可能としている。
令和元年6月に公開したデータ標準レイアウト()に基づき、市町村においては、令和2年6月からの運用開始に向けて、児童手当の支給情報の整備や地方税情報に係る照会可能なデータ項目の追加等を行う必要があることから、関連する各市町村のシステム(マイナンバー情報連携に係る副本登録作成機能やデータ送信機能等)の改修を行うための費用の一部を補助する。

特定個人情報ごとに情報連携を行うデータ項目等を定めたもの。

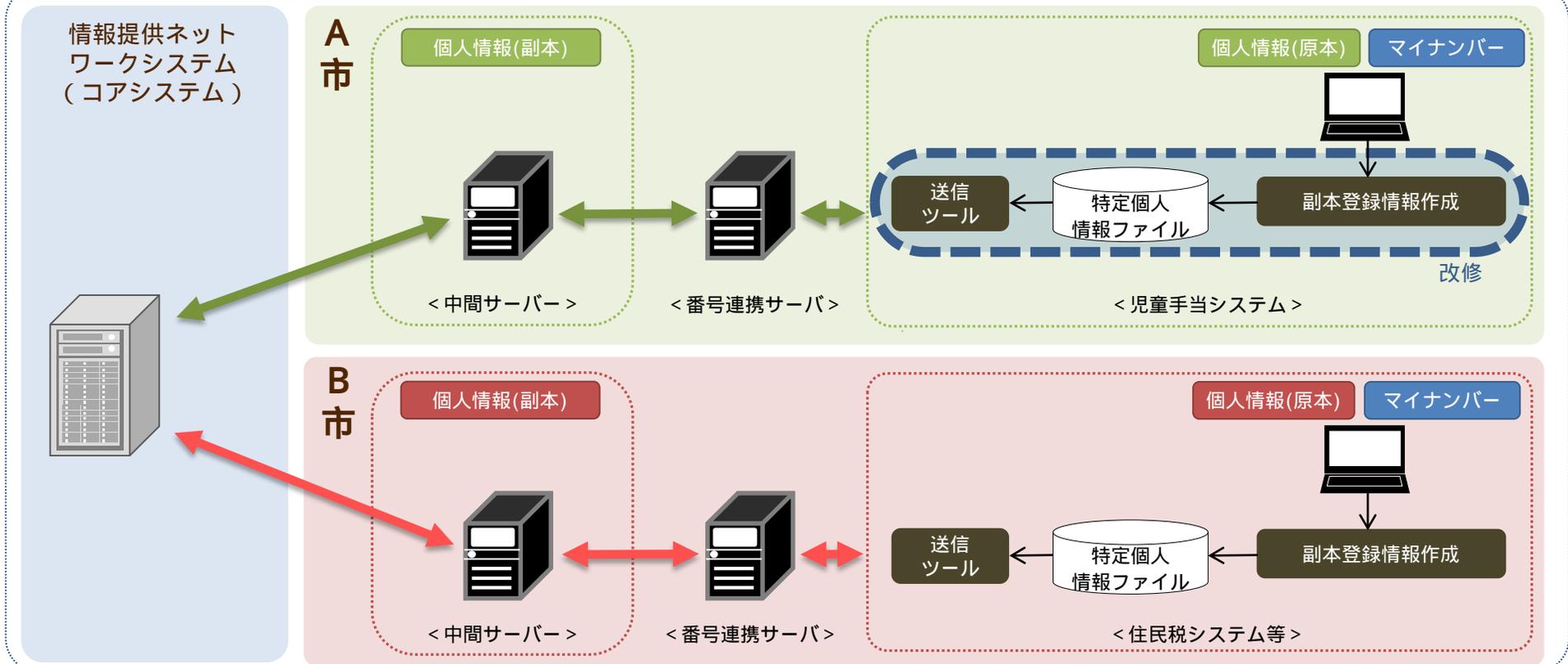
2. 実施主体

市町村

3. 補助率

国：2/3、市町村：1/3

情報連携に係るシステム構成のイメージ

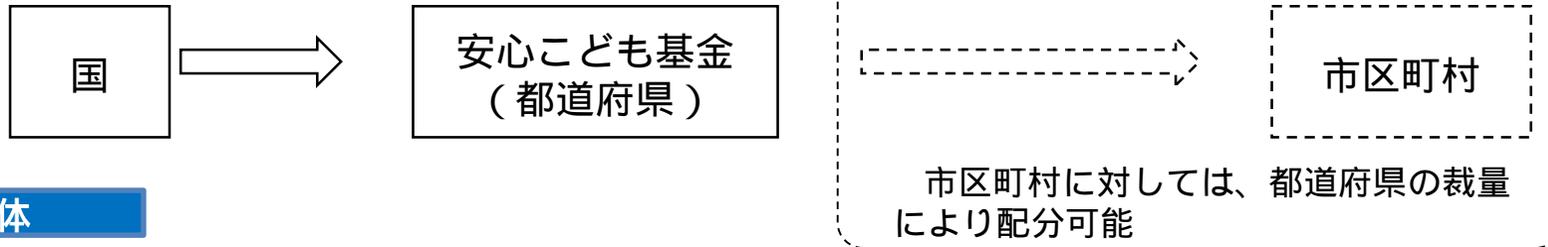


令和元年度予算においては、子ども・子育て支援事業費補助金に、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業120億円、幼児教育・保育無償化システム改修等事業62億円を計上

1. 事業内容

幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務等に要する費用について、都道府県に設置されている安心子ども基金に積み増しを行うことにより、地域の実情に応じた柔軟な執行を可能とする。

(補助金の流れ)



2. 実施主体

〇実施主体：都道府県

3. 補助率

〇補助率：定額

〇配分額：以下の考えに基づき各都道府県に配分

都道府県から市区町村に配分する際には、各市区町村における対象施設数等の違い等を考慮して、都道府県の裁量により配分可能

都道府県 2,000万円

市区町村 基礎額(150万円) + 住民基本台帳に基づく人口() × 254円

平成31年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）

抜粋

3（2）財政措置等

（事務費・システム改修費）

幼児教育無償化の実施に当たって、【 】初年度（2019年度）及び【 】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【 】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

令和元年度の事務費

- ▶ 120億円（令和元年度当初予算）
令和元年10月から半年分の事務費

令和2年度の事務費

対象経費については、システム改修に係る経費を含む

- ▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

- ▶ 120億円（令和2年度当初予算案）
3年分の事務費

（参考）無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

安心こども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

令和元年度予算額 2,016億円

令和2年度予算案 2,269億円

【事業概要】

企業等が、平成28年度4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。

平成28年度に制度を創設し、これまでに計8.6万人分の受け皿の整備を進めてきたところであるが、令和2年度においては、子育て安心プランに基づき、新たに2.4万人分程度の受け皿の整備を予定している。

【事業の特色・メリット】

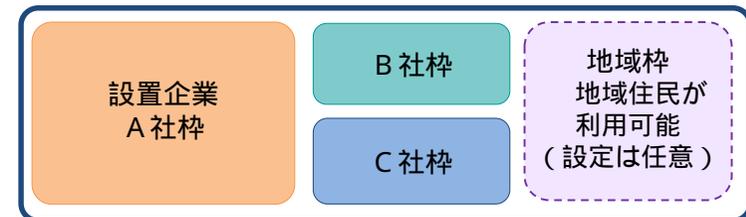
働き方に応じた多様な保育を提供可能(休日・早朝・夜間等)

施設整備費・運営費は認可施設並みの助成

複数企業による共同設置や共同利用が可能

地域の子供の受け入れも可能

< 施設定員の設定例 >



財源

本事業は、一般財源ではなく、**事業主拠出金**を財源とする。

厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

事業主負担のみ(労働者負担なし)。

実施主体、補助率

公募団体、10/10

平成30年度助成決定(平成31年3月31日現在)

3,817施設 86,354人分

平成29年度助成決定 2,597施設 59,703人分を含む。

予算額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	797億円	1,309億円	1,697億円	2,016億円	2,269億円

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和元年度予算：3.8億円

令和2年度予算（案）：3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和2年度予算案：9.6万枚、平成30年度実績：4.9万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円/1回当たり、多胎児の場合は加算、多子家庭の場合1日子ども1人1枚使用可能）

ベビーシッター研修事業（研修回数：令和2年度予算案：16回、平成30年度実績：16回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

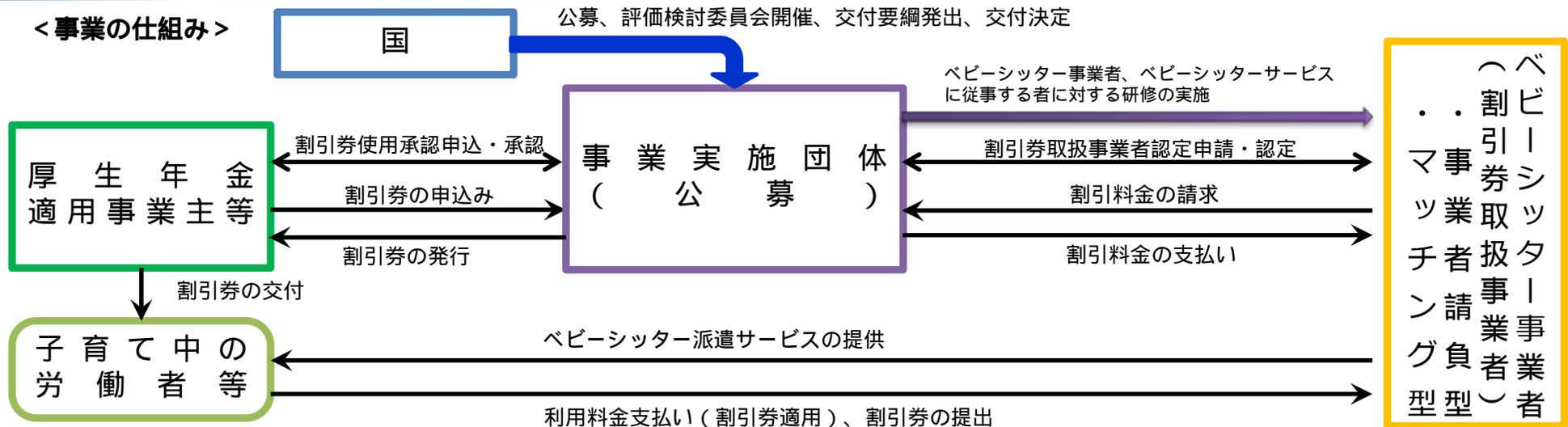
<補助単価>

ベビーシッター派遣事業 事業費：300,269千円 事務費：34,465千円

ベビーシッター研修事業 事業費：26,046千円 事務費：19,685千円

<補助率> 定額（10/10相当）

<事業の仕組み>



照会先

内閣府子ども・子育て本部 代表：03 - 5253 - 2111

項 目	担 当	内 線
全体に関する照会	加藤	38490
子どものための教育保育給付交付金 子どものための教育・保育給付費補助金	当新・小山・眞柄・広川	38344・38343 38346・38351
子育てのための施設等利用給付交付金	松下・菅	38368・38350
子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援整備交付金	新野	38456
児童手当	中西	38484
子ども・子育て支援事業費補助金 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）	加藤・渡辺	38490・38353
企業主導型保育事業	佐々木・野田・星野	38349・38355 38454
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	小澤・岩本	38487・38488